

資 料 編

資料 1	南丹市美しいまちづくり条例……………	資 - 1
資料 2	意識調査……………	資 - 4
資料 3	都市住民からみた南丹市のイメージ調査……………	資 - 11
資料 4	地域ヒアリング調査……………	資 - 14
資料 5	温室効果ガス排出量の算定と予測……………	資 - 19
資料 6	温室効果ガスの削減目標量の内訳……………	資 - 24
資料 7	計画の策定体制と経緯……………	資 - 25
資料 8	地域資源の位置……………	資 - 28
資料 9	用語解説……………	資 - 29

資料1 南丹市美しいまちづくり条例

南丹市美しいまちづくり条例

平成18年1月1日
条例第166号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 自然景観保全(第7条—第9条)
- 第3章 まち並み保全(第10条)
- 第4章 生活環境の育成
(第11条—第15条)
- 第5章 水質保全(第16条・第17条)
- 第6章 環境美化推進委員
(第18条—第20条)
- 第7章 土地開発、建築の規制
(第21条—第23条)
- 第8章 公害発生防止
(第24条—第26条)
- 第9章 推進体制(第27条)
- 第10章 環境基本計画
(第28条・第29条)
- 第11章 補則(第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、南丹市の美しいまちづくり施策を推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、市並びに市民及び市内外の関係者の責務を定め、美しいまちづくりの推進を目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、南丹市の優れた自然と先人から受け継いだ歴史的、文化的遺産を将来にわたって継承し、潤いと安らぎに満ちた美しい景観と住みよい環境づくりを推進する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「起業者」とは、南丹市の区域内における開発行為に係る工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。
- (2)「来訪者」とは、観光・レクリエーションを目的として南丹市を訪れる者

をいう。

- (3)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれらに類するとみなし得る行為をいう。

(市の責務)

第4条 市は、総合計画に基づくまちづくりの方針により、環境の維持保全が実現されるよう、総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないよう心掛け、自ら進んで良好な環境の形成に努めなければならない。

(関係者の責務)

第6条 市内外の関係者は、営業又はその他の活動を行うに当たり、美しいまちづくりによる良好な環境の創造に努めなければならない。

第2章 自然景観保全

(緑の保全)

第7条 南丹市、市民、起業者及び来訪者(以下「市民等」という。)は豊かな生活環境を確保するために、不可欠な要素である優れた風景地の緑を保全し、地域の緑化に努めなければならない。

(緑化の推進)

第8条 市は、その管理する公園、広場その他の公共の場所の敷地内に樹木又は花き等を植栽し、その育成に努めなければならない。

(緑化の普及)

第9条 市民等は、自己の所有し、又は管理する土地等に樹木又は花き等の植栽を行い、土地等の緑化による良好な環境の育成に努めなければならない。

第3章 まち並み保全

(美化意識の高揚)

第10条 市民等は、豊かな自然環境、美しい集落景観を維持することが、快適な生活に欠くことのできない貴重な財産であることを理解し、自然の保護と環境の美化に努めなければならない。

第4章 生活環境の育成

(実践活動)

第11条 市民等は、美しいまちづくりのため、河川・道路や行楽地等におけるごみの持ち帰り運動の推進及び美化清掃活動を推進しなければならない。

2 市民等は、土木及び建築工事等に伴う資材、廃材又は廃車の保管については、その周囲を清潔に保ち、環境の美化に努めなければならない。

(環境美化)

第12条 市民等は、家庭の外で生じさせた空き缶、空き瓶、吸殻その他の廃棄物等(以下「廃棄物等」という。)を持ち帰り、又は回収する容器へ収納するよう努めなければならない。

第12条の2 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、その動物に適した管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすことのないように飼育しなければならない。

第12条の3 土地又は建物の所有者及び管理者は、当該土地又は建物が地域の良好な生活環境を損なう状況にならないよう努めなければならない。

(関係者の適正処理)

第13条 市内外の関係者は、その活動によって生じる廃棄物の散乱を防止し、生じた廃棄物等を自らの責任と負担において適正に処理し、市の実施する施策に協力するものとする。

(廃棄物の再利用)

第14条 市民等は、物の大切さを認識し、可能な限り活用できる廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

(散乱防止重点区域)

第15条 市長は、ごみの散乱を特に防止する必要があると認める区域をごみの散乱防止重点区域として指定することができる。

第5章 水質保全

(水質対策)

第16条 市は、河川の水質を守るため、汚濁防止と水質保全に努めるものとする。

(河川愛護)

第17条 市民等は、廃食用油等の処理及び洗剤の使用等を適正に行い水質保全に努め、調理くず及び廃棄物等を水路、河川に投棄してはならない。

第6章 環境美化推進委員

(設置)

第18条 健康で文化的な生活を推進し、地域の環境保全と市民の健康増進のために、各地区に環境美化推進委員(以下「委員」という。)を設置する。

(任期)

第19条 委員は、当該地区住民の推薦に基づき、市長がこれを委嘱し、その任期は1年とする。ただし、やむを得ぬ事由により任期の中途において退職する場合は、後任者は前任者の残任期間とする。

(任務)

第20条 委員は、当該地区において次の各号に掲げる事項の実施については、次のとおりとする。

- (1) 地域住民への環境美化及び衛生意識の啓発、高揚の指導
- (2) 地域で行う環境美化活動及びこれに関する指導
- (3) 地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導
- (4) 地域のごみ収集施設の管理・運営に関すること。
- (5) その他環境衛生の促進に関すること。

第7章 土地開発、建築の規制

(風俗営業店等の規制)

第21条 次に掲げる区域については美しい自然景観を守り、良好な生活環境の保全を図るため、パチンコ店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号に規定する遊技場のうちマージャン遊技を目的とするものを除く遊技施設)の設置は認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(ゴルフ場開発の規制)

第22条 次に掲げる区域についてはゴルフ場(5ヘクタール以上)の開発については認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(廃棄物処理施設の規制)

第23条 一般及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、法律に定めのあるもののほか、地域特性に配慮するとともに生活環境保全等に支障のないようにしなければならない。

第8章 公害発生防止

(公害の防止)

第24条 市民等は、近隣に迷惑となる騒音、煤煙、悪臭等の発生防止に努めなければならない。

(不法投棄の防止)

第25条 すべての市民は、廃棄物等を河川、道路、山林等に投棄してはならない。

(野焼きの禁止)

第26条 すべての市民は、廃棄物を畑、ドラム缶等で焼却してはいけない。

第9章 推進体制

(推進体制の確立)

第27条 この条例を円滑に推進するため、南丹市の環境を守り育てる会(以下「育てる会」という。)を設置する。

2 育てる会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 環境基本計画

(環境基本計画)

第28条 市長は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、南丹市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第29条に定める南丹市環境審議会の意見を聞かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境審議会)

第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、南丹市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は委員若干人をもって組織する。

3 委員は、恵み豊かな環境の保全及び創造に関して高い識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の生活を見直し町を美しくする条例(平成2年園部町条例第1号)、八木町環境保全推進委員設置規則(平成13年八木町規則第1号)、日吉町の自然を守り町を美しくする条例(平成9年日吉町条例第26号)又は美しい町づくり条例(平成4年美山町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 意識調査

1 市民アンケート調査の概要

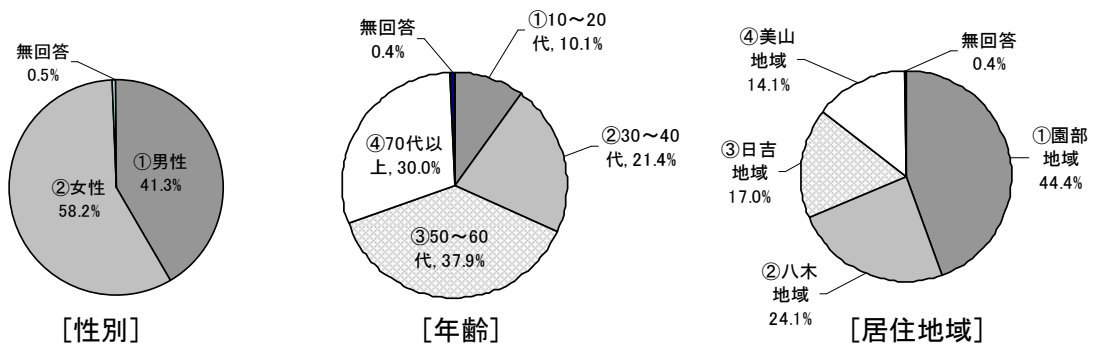
本計画の策定にあたり、環境問題や地域の環境に対する意識、将来の方向性についての意向を把握し、計画内容に反映することを目的とし、市民アンケート調査を行いました。

概要については以下のとおりです。

① 市民

- (1) 調査方法：市内に居住する18歳以上の住民から無作為に選んだ2,000名に、アンケート票を郵送配布し、郵送で回収
- (2) 調査期間：平成21年10月1～15日(15日間)
- (3) 回収状況：以下のとおり

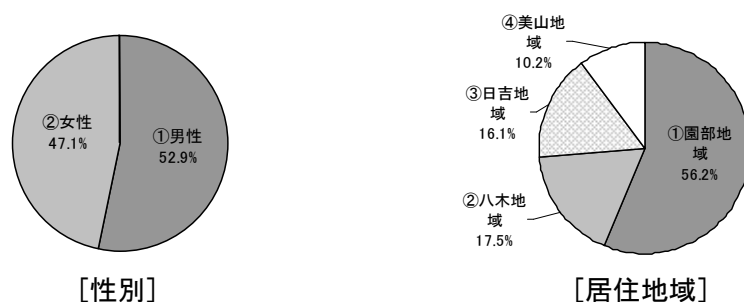
配布数	回答数	回収率
2,000	849	42.5%



② 中学生

- (1) 調査方法：市内4中学校の2年生全生徒を対象とし、先生による手配・手回収で実施
- (2) 調査期間：平成21年10月中旬
- (3) 回収状況：以下のとおり

配布数	回答数	回収率
274	274	100.0%

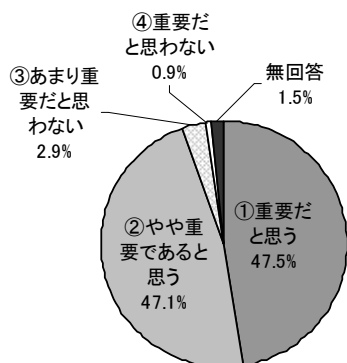


2 市民アンケート調査結果

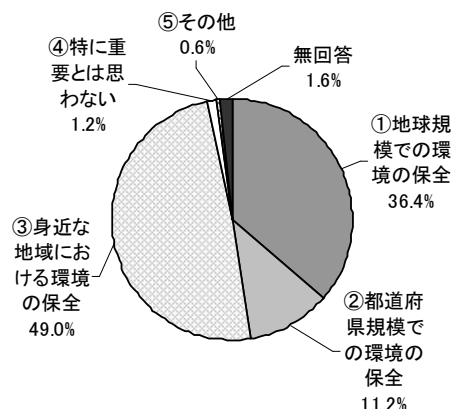
① 市民

【環境に対する考えについて】

⇒環境を保全することは重要であるという認識が高く、また身近な地域の環境を守る必要があるという認識を持っている人が多くなっています。



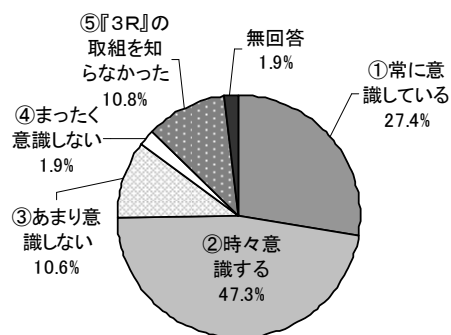
Q 環境を保全するということを
どのようにお考えですか？



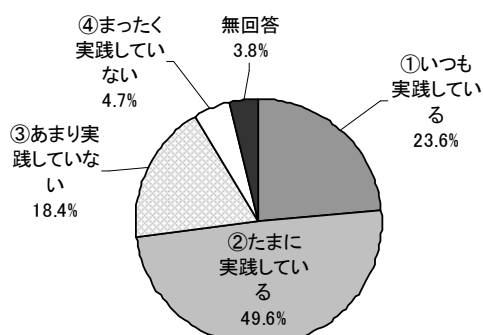
Q どのような規模の環境の保全が
最も重要であると考えますか？

【循環型社会に関することについて】

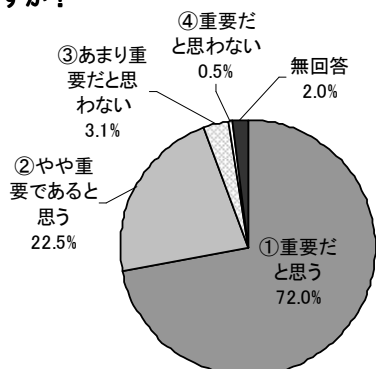
⇒『3R』については概ね認識されており、多くの人が実際に取り組んでいます。
また、資源を地域内で有効利用することは重要であるという認識も高くなっています。



Q 日常生活の中で『3R』を
意識していますか？



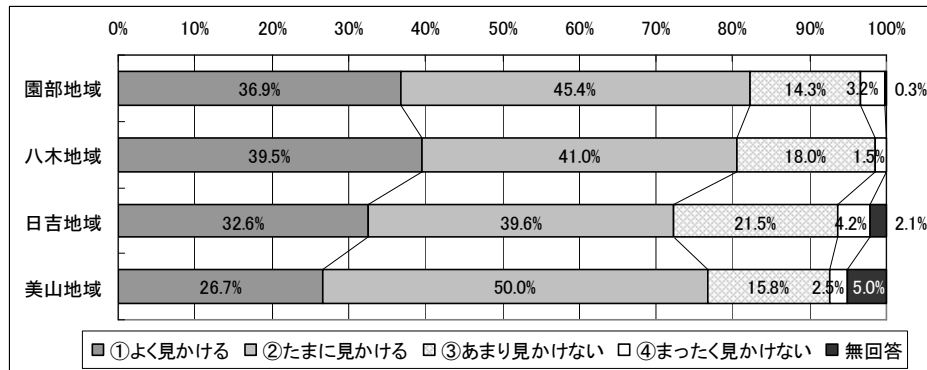
Q 日常生活の中で『3R』を
実践していますか？



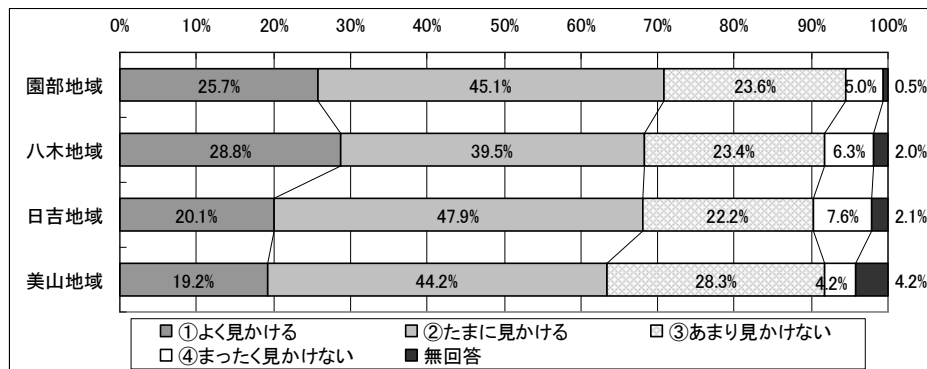
Q 地域の資源を地域の中で有効利用する取り組みについてどのようにお考えですか？

【ごみの問題について】

⇒ごみのポイ捨て、不法投棄は、多少地域差があるものの、市全域において高い割合で“ある”と認識されており、対策が必要です。



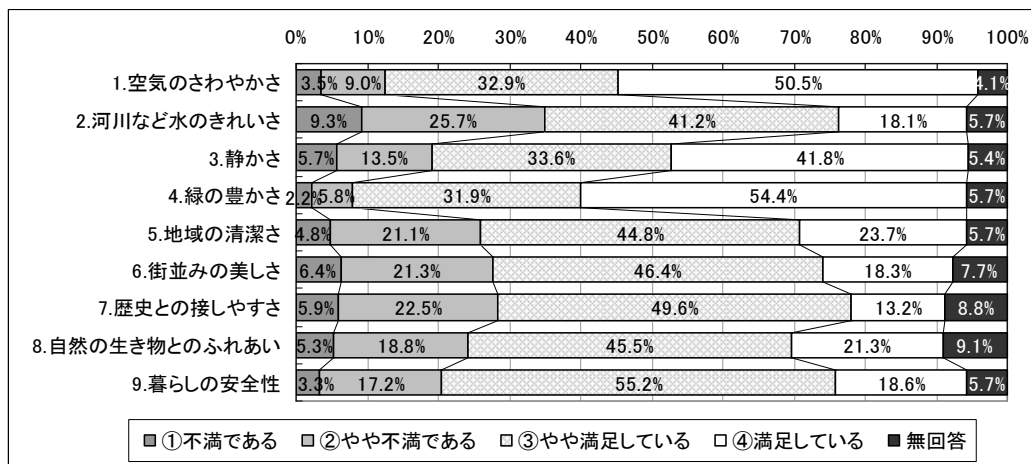
Q 市内でごみのポイ捨てを見かけますか？



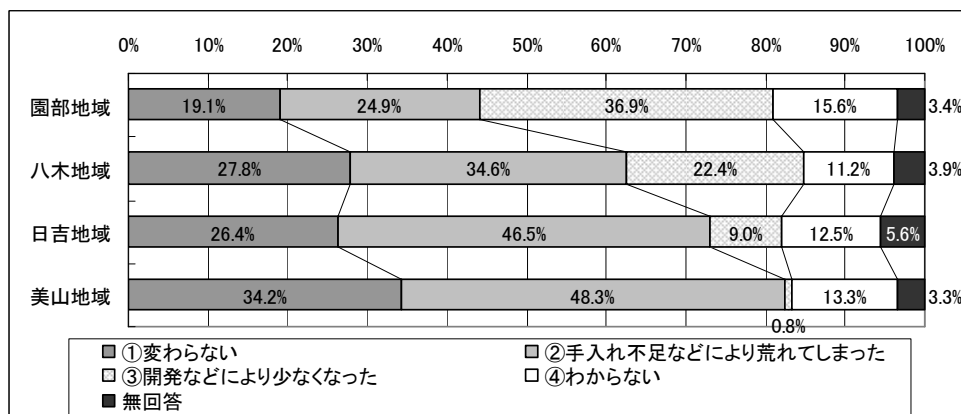
Q 市内で不法投棄を見かけますか？

【あなたが住んでいる地域の環境について】

⇒すべての地域において地域の環境に対する関心が高く、また満足度も高くなっており、特に、空気、静けさ、緑についての満足度が高い状況です。しかしながら、自然環境については、開発や手入れ不足などが影響しているという認識が高くなっています。



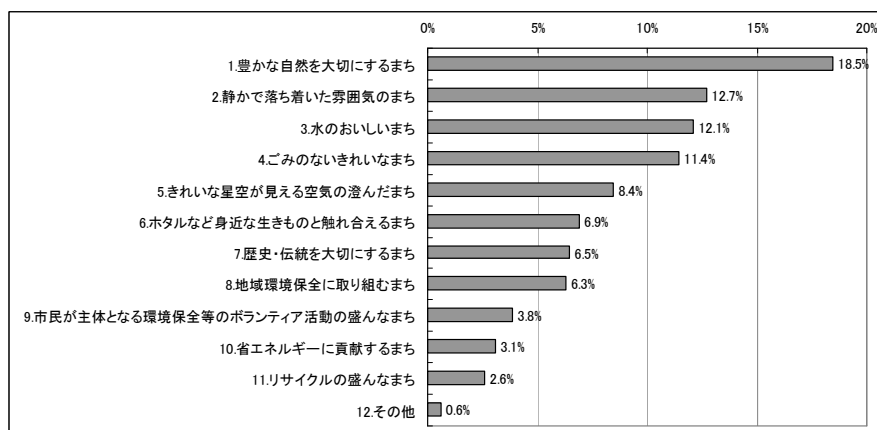
Q お住まいの地域の環境についてどう思いますか？



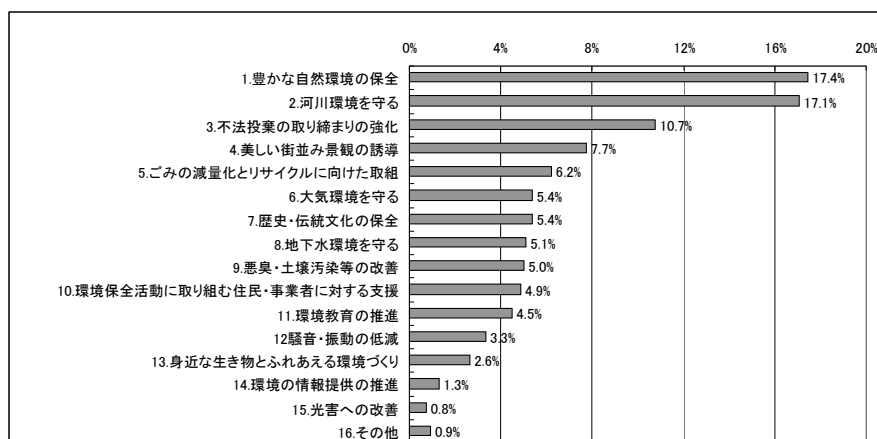
Q 地域の身近な自然は10年前と比べて変わりましたか？

【南丹市全体の環境について】

⇒市の将来のイメージとしては、“豊かな自然を大切にするまち”、“静かで落ち着いた雰囲気のあるまち”、“水のおいしいまち”が求められています。また、環境保全のため市に求める施策としては、特に“自然環境の保全”、“河川環境の保全”、また“不法投棄の取り締まり強化”の数が多くなっています。



Q あなたが望む将来のイメージに近いものはどれですか？

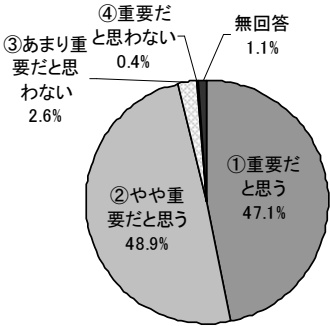


Q 南丹市の環境を守るために、市に進めてほしい対策は何ですか？

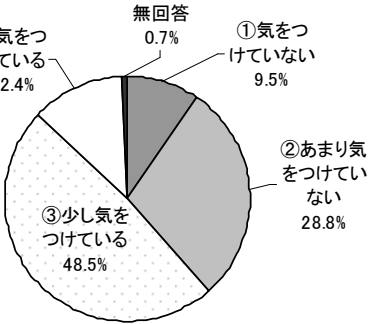
② 中学生

【環境に対する考え・取り組み状況について】

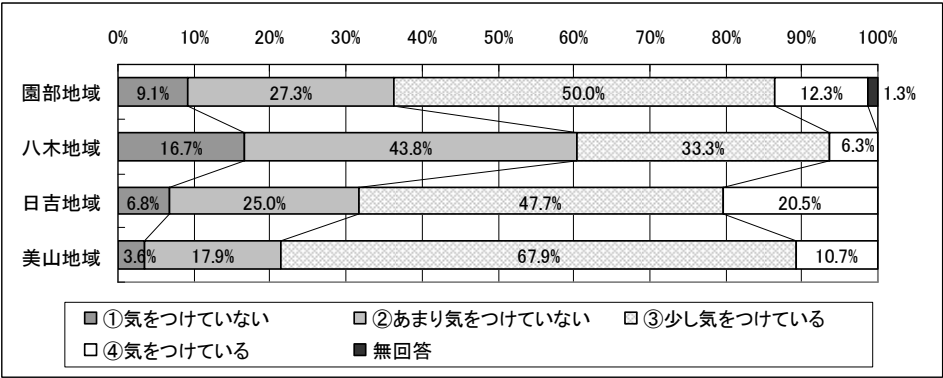
⇒環境を保全することは重要であるという認識を持っている生徒は9割以上を占めています。それに対し、実生活では約6割の家庭においてある程度環境へ配慮した生活が送られており、重要であるという認識を実際の行動に結びつけて行く必要があります。



Q 環境を保全するという事さどのようにお考えですか？



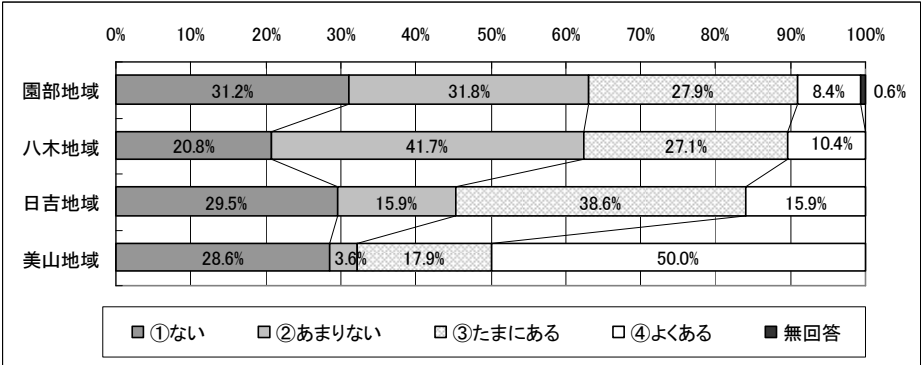
Q あなたのご家族は、環境に気をつけた生活をしていると思いますか？



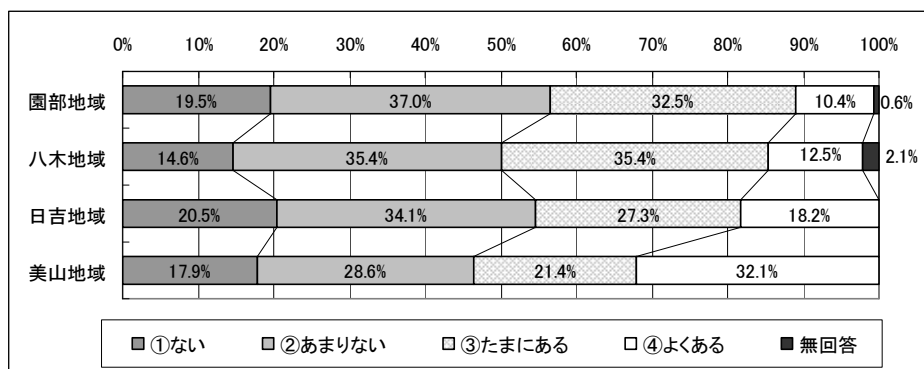
Q あなたのご家族は、環境に気をつけた生活をしていると思いますか？【地域別】

【自然とのふれあいについて】

⇒山や川で遊んだことがある生徒の割合はともに4割強を占めています。地域別にみると、川について、美山、日吉の割合が特に高くなっており、市内でも地域差が大きいことがわかります。



Q 市内の川で遊んだことが今までにありますか？

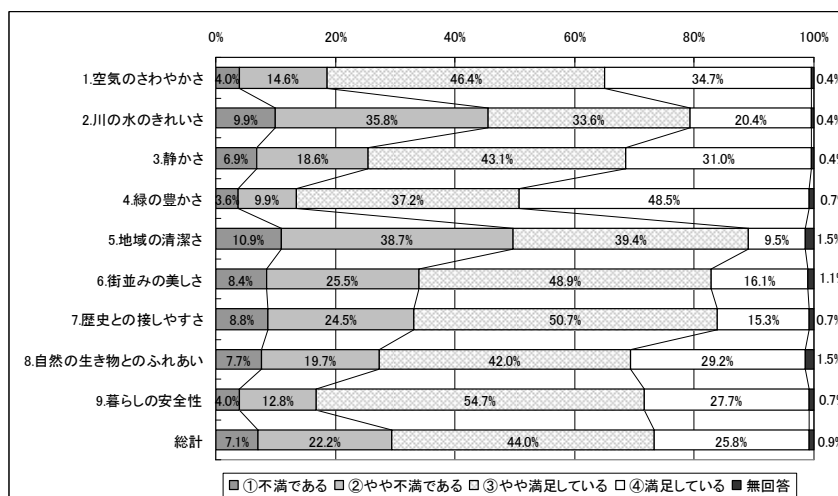


Q 市内の身近な山などで遊んだことが今までにありますか？

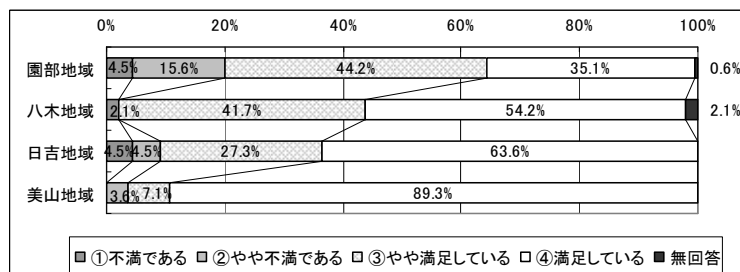
【地域の環境について】

⇒住んでいる地域の環境については、緑の豊かさ、暮らしの安全性、空気のさわやかさについての満足度が高く、地域の清潔さ、川の水のきれいさについては低くなっています。緑の豊かさ、地域の清潔さについて地域別にみると、地域によって満足度などに差があることがわかります。

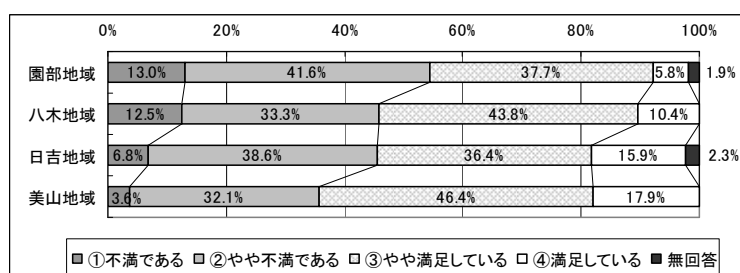
Q お住まいの地域の環境に対して、どう思いますか？



Q お住まいの地域の緑の豊かさに対して、どう思いますか？

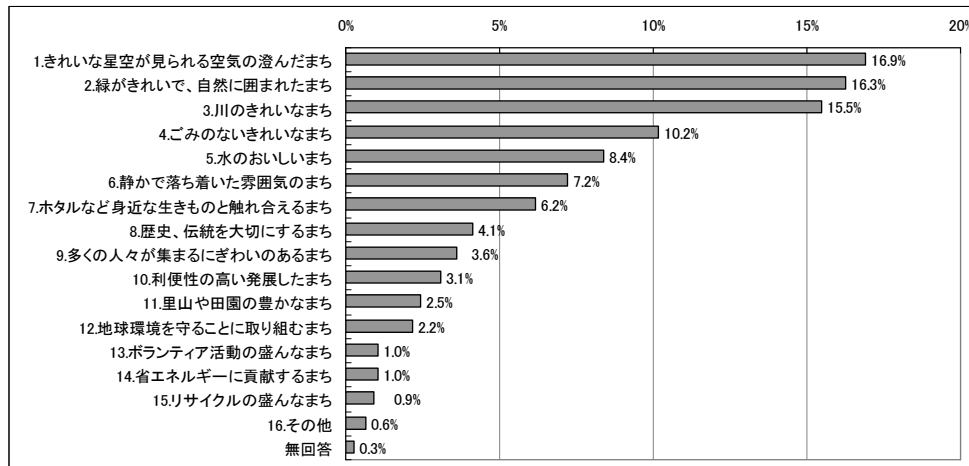


Q お住まいの地域の清潔さに対して、どう思いますか？



【南丹市全体の環境について】

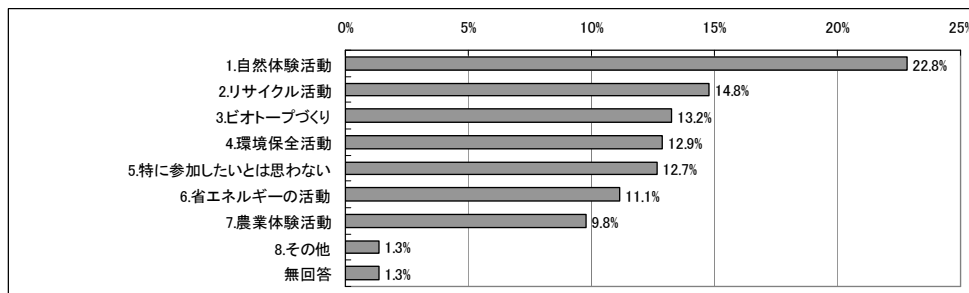
⇒市の将来のイメージとしては、“きれいな星空が見られる空気の澄んだまち”、“緑がきれいで、自然に囲まれたまち”、“川のきれいなまち”が求められていることがわかります。



Q あなたが望む将来のイメージに近いものはどれですか？

【環境保全活動への参加について】

⇒環境保全活動の中で関心が高いものとして、自然体験活動が特に高く、次いでリサイクル活動となっています。また、特に参加したいとは思わないとの回答も1割強を占めています。



Q 環境を保全していく上で、参加するとしたらどのような活動に参加してみたいと思いますか？

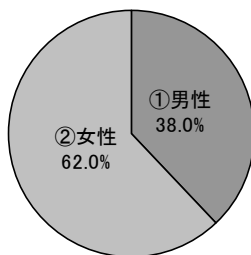
資料3 都市住民からみた南丹市のイメージ調査

1 大阪市民アンケート調査の概要

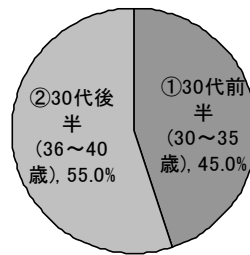
都市住民の本市に対する認知度やイメージを把握し、計画内容に反映することを目的とし、大阪市民を対象にアンケート調査を行いました。

概要については以下のとおりです。

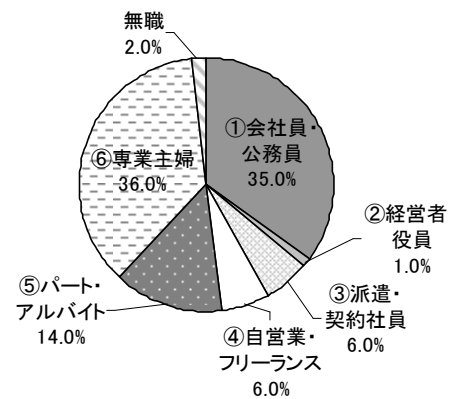
- (1) 調査方法：大阪市内に居住する30歳～40歳の既婚の住民100名を対象に、webによるアンケート調査を実施
- (2) 調査期間：平成22年2月23～24日(2日間)
- (3) 回答状況：回答率100%(回答者が100名に達した時点で調査終了)



[性別]



[年齢]



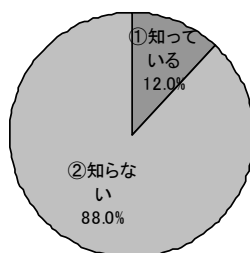
[職業]

2 大阪市民アンケート調査結果

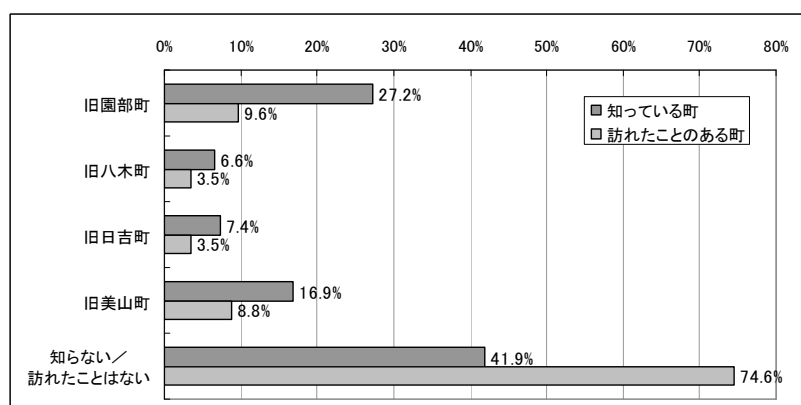
【南丹市に対する認知度について】

⇒「南丹市」を知っている人は約1割であり、認知度は低くなっています。旧4町では、園部町、美山町を知っている人が比較的多くなっています。

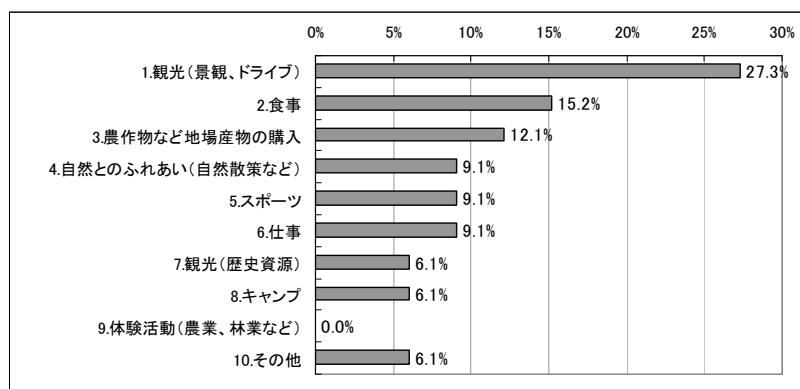
南丹市を訪れたことのある人は少なくなっていますが、訪れた人の中では、園部町、美山町に訪れた人が比較的多くなっています。観光（景観、ドライブ）目的で訪れた人が多くなっています。



Q 「南丹市」という名前を知っていますか？



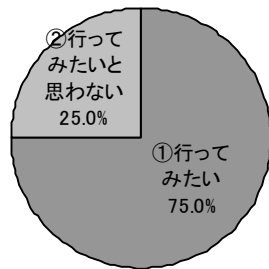
Q 旧4町のうち、知っている町はどこですか？ 今までに訪れたことのある町はどこですか？



Q (訪れたことがある人) 南丹市に訪れた主な目的は何ですか？

【南丹市に遊びに行きたいかについて】

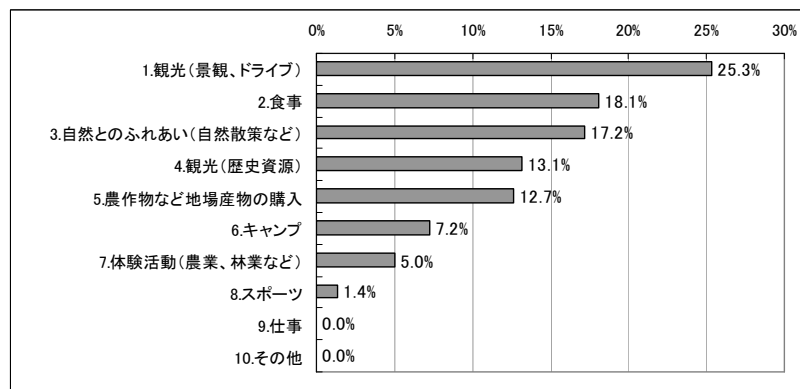
⇒ 7割以上の方が南丹市に遊びに行ってみたいと回答しています。観光(景観、ドライブ)や食事、自然とのふれあいなどの目的で遊びに行ってみたいとする人が多くなっています。遊びに行ってみたいと思わない人の中では、南丹市に魅力を感じない、との理由が多く見られます。



- ・南丹市に魅力を感じない
- ・南丹市をよく知らない
- ・遠い
- ・交通の便が悪い など

Q 「南丹市」へ遊びに行ってみたいと思いますか？

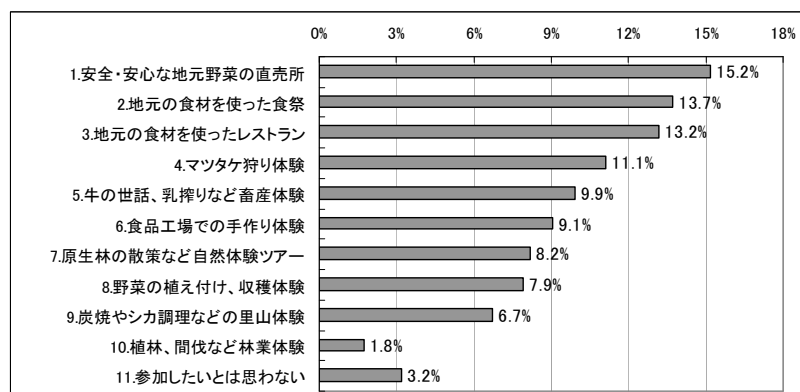
Q (遊びに行ってみたくないと思わない人) その理由は何ですか？



Q (遊びに行ってみたくない人) どのような目的で行きたいですか？

【魅力を感じる観光資源について】

⇒安全・安心な地元野菜の直売所、地元の食材を使った食祭、地元の食材を使ったレストランなど、“食”に関することに参加して(行って)みたいとする人が多く、大阪市にはない、地元のおいしい食材に魅力を感じていることがうかがえます。



Q どんな観光資源が南丹市にあれば、参加して(行って)みたいです？

資料4 地域ヒアリング調査

1 地域ヒアリング調査の概要

本計画の意義、目的などについて理解を得るとともに、地域の環境特性、課題についての情報収集を行うことを目的とし、旧町ごとに分けた4地域を対象として、地域ヒアリング調査を行いました。

概要については以下のとおりです。

(1) 調査方法：旧町ごとにヒアリングを実施。参加者を4、5名程度にグループ分けし、ワークショップ形式で環境面における地域の『良い点』、『悪い点』について提案してもらう。

(2) 調査期間：平成21年11月25日(水) 20:00～22:00 日吉地域
12月2日(水) 20:00～22:00 八木地域
12月7日(月) 19:30～21:30 美山地域
12月15日(火) 20:00～22:00 園部地域



園部地域



八木地域



日吉地域



美山地域

2 地域ヒアリング調査結果（要約）

① 園部地域

■ 人づくり

- ・ 環境に対する意識が高いとは言えない状況である。このため、まち探検など地域の環境の見直しを行う取り組みなどを通じて、地域の関心を高める必要がある。
- ・ 地域内での住民同士の横のつながりをもっと強くするべきである。
- ・ 学生が多い地域であるため、これを活用していく必要がある。

■ 生活環境

- ・ 河川について、水質が悪化しているとともに、河道内へ土砂が堆積した場所が竹やぶ化しており、水害が発生する恐れがあるため、対策が必要である。
- ・ 新しいトンネルや道ができたことで、生活の利便性が高まった反面、排ガスの発生やごみ問題など新たな問題が発生するようになった。
- ・ 不法投棄や野焼きなどが地区内で見られる。農業用ビニールなどの野外焼却については、農協と協力するなどの対策が必要である。
- ・ 廃棄物処理施設による環境への影響について、継続的に監視する必要がある。

■ 地域環境資源

- ・ 里山や田園など自然が豊かであり、景観的にも優れている。竹井などホテルが見られる地域もあり、保全に努めている。その反面、山林の荒廃やマツタケが取れなくなったり、野生動物による獣害なども問題となっている。
- ・ 地区内には、歴史ある神社や文化遺産などが数多く残されている。園部城址や小向山は、地域の人々に親しまれているが、頂上などの整備がされていない。
- ・ 地域におけるシンボルがあまりない。道路に名前をつけるなど、地域の特性を活かす必要がある。

■ 循環型社会

- ・ ごみの適切な分別、不要なものは買わないなどの3Rの取り組みが定着してきている。

② 八木地域

■ 人づくり

- ・ 花火大会後のごみ拾いに約 100 名のボランティアの参加があるほか、老人会や婦人会の社会奉仕活動、自然観察会など地域活動が活発に行われている。
- ・ 森林環境ネットワーク、E E F A 南丹など環境に関連する団体がいくつか存在している。
- ・ 地域によっては子供が少なくなっている。このため地域の活力が失われ、環境への取り組みどころではなくなっている。

■ 生活環境

- ・ 空気が良く、良好な環境が保たれている。また、河川水質についても以前と比べるときれいになってきた。
- ・ 場所によって河川や用水路などへのごみのポイ捨て、不法投棄が見られるため、改善していく必要がある。また、犬のフンのマナーへの対応も必要である。

■ 地域環境資源

- ・ 大堰川には多くの水鳥の姿が見られ、大堰橋とともに良好な景観が保たれている。周辺は遊歩道として整備されており、花火大会などのイベントも行われるなど、人々の憩いの場としてこれからも大切に守っていかなければならない。
- ・ 八木の街道筋は、昔ながらの町並み景観が残されており、今後も守っていかなければならない。
- ・ 米、京野菜など地元産の野菜は、味が良く、安全安心に食べることができる。
- ・ 良好な自然環境が維持されているため、サクラやモミジなど自然景観やホテル観察会、山菜取りなど四季折々の楽しみがある。しかしその反面、維持管理不足による山林の荒廃が起きており、山林の維持管理を行うのに費用がかかり、手が回らない状況である。
- ・ 耕作放棄地が増加してきている。
- ・ 昔から伝えられている流鏝馬（やぶさめ）など神事や地域の伝統などがあるが、これらが伝えられず消えつつある。塚本古墳といった地域の歴史資源についても今の子供達は知らないのではないか。

■ 循環型社会

- ・ ごみの分別に積極的に取り組んでいる。集団回収については、お年寄りにとって不便で出しづらいため改善する必要がある。
- ・ 地下水がおいしいことから、井戸水を飲料水として利用している家庭もある。これらを守っていかなければならない。

③ 日吉地域

■ 人づくり

- ・ 地域の活動団体として、日吉町ボランティア協議会や丹波ネットなどのNPOが地域で活動を行っている。しかしながら、これらの情報が広く共有されていない一面も見られる。情報共有の手段の一つとして、活動内容の発表の場を設けるなどの取り組みが必要である。
- ・ 合併によって行政と住民の間の距離が遠くなった気がする。もっと身近に感じられるように、日吉地区版の広報誌を作成するなどの対策が必要なのではないか。

■ 生活環境

- ・ 空気がきれいである。また下水道の整備が進んだことで、河川の水質が良くなった。
- ・ 村境など目の届きにくいところに不法投棄やごみのポイ捨てなどが多く見られ、高齢化などによって周辺環境の美化活動ができなくなってきている。また、ビニールごみなどの野外焼却を行っている住民もいる。

■ 地域環境資源

- ・ 河川には川魚が多く、また水路にホタルの姿を多く見かけることができる。また、オオサンショウウオの生息地や野生ランの群生地もあり、貴重な生物の生息地が残されている。
- ・ 新緑や紅葉など周囲の自然の山々の景観が美しく、また、桜並木や道路沿いに並べられた花壇なども良好な景色を作っており、心が和む。
- ・ 山林、田畑の荒廃が発生しており、マツタケが取れなくなるなど、以前と環境が変わってきている。またシカ、イノシシなど獣害被害も発生しており、獣害対策を行ってもあまり効果が見られない状況である。
- ・ 火祭りなどの地域の伝統行事や鯖街道、神社などの歴史資源が地域に多く残されている。また、丸山城跡については、地域のシンボルとしてもっと整備しても良い。

■ 循環型社会

- ・ ごみの分別が積極的に取り組まれている。

④ 美山地域

■ 人づくり

- ・ 美山は自然が豊かであるため、環境意識の高い人がIターンなどで移住することが多い。このため、全体的に環境意識が高まっていると思われるが、人によってギャップが大きい。今後、自然学習会などを行い、全体的に高めていく必要がある。
- ・ 山や田畑を守るため、また先人の知恵を伝えるため、後継者の育成を図っていかなければならない。しかし働く場所がなく、若い人が増えないことが問題である。

■ 生活環境

- ・ 河川の水は、地域によっては水泳場として利用できるほど水が澄んでおり、この水質維持に向けて合成洗剤を使用しない運動などが進められている。しかしながら、以前と比較すると少しずつ水質が悪化しており、河川の水量が減ったため、河川内に土砂が堆積し、ヨシが繁茂するなどの問題が発生している。
- ・ 空気がきれいで騒音も少ない。しかし、道路環境が改善されたことで、他地域からの車の流入が増え、騒音や不法投棄などの問題が増えた。

■ 地域環境資源

- ・ ホタルなどの身近な生き物から希少種まで、多くの動植物が生息している。しかしながら、山や田畑の管理をする人の減少、マツ枯れ、ナラ枯れなどによる山林の荒廃、シカやイノシシなどの獣害が問題となっている。また、以前と比べてカラスが増えている。
- ・ 由良里街道などの道路沿いや家のまわりに花植えがあちこちで行われていることで、『色のあるまち』づくりが進められている。また、集落や里山、農地からなる原風景的な景観が守られている。
- ・ 諏訪神社の大祭など多くの文化財が残されており、地域には古民家も多い。古民家については、高齢化に伴って空き家が増えているが、容易に人に貸すことができない。

■ 循環型社会

- ・ ごみの分別は積極的に取り組まれており、人によっては生ごみのコンポスト化を行っているなど、3Rの取り組みが普及している。しかしながら、分別後の物の流れやリサイクルするためにどこまできれいに洗えば良いかなどの情報が不足しており、闇雲に取り組んでいる部分があるので、市にもっと情報提供してほしい。

資料5 温室効果ガス排出量の算定と予測

1 温室効果ガス排出量の算定の基本的な考え方

温室効果ガス排出量は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(平成21年6月 環境省)」(以下、策定マニュアル)の手法に基づいて算定しています。

■ 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、策定マニュアルで推奨されている範囲および本市の特性を考慮した上で、以下のとおり設定します。

- 二酸化炭素 (CO_2) : エネルギー起源 CO_2 (産業・民生業務・民生家庭・運輸部門)
廃棄物
吸収源 (森林による吸収)
- メタン (CH_4) : 廃棄物
農業
- 一酸化二窒素 (N_2O) : 廃棄物
農業

対象分野、部門		排出起源など
エネルギー起源 CO_2	産業部門	【二酸化炭素 (CO_2)】 農林業、鉱業・建設業、製造業における燃料★ ¹ の消費、電気の使用に伴う排出
	民生業務部門	【二酸化炭素 (CO_2)】 第3次産業にあたる業種(小売・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、金融・保険・不動産業、情報通信業、公共サービス業、地方公共団体等)における燃料★ ² の消費、電気の使用に伴う排出
	民生家庭部門	【二酸化炭素 (CO_2)】 一般家庭における燃料★ ³ の消費、電気の使用に伴う排出
	運輸部門	【二酸化炭素 (CO_2)】 自動車(貨物自動車、旅客自動車、乗用車・軽自動車)、鉄道における燃料★ ⁴ の消費、電気の使用に伴う排出
廃棄物		【二酸化炭素 (CO_2)】 一般廃棄物の焼却(廃プラスチック類)に伴う排出 【メタン (CH_4)】 一般廃棄物★ ⁵ の焼却、堆肥化処理、埋立処理、下水・し尿・生活排水処理等に伴う排出 【一酸化二窒素 (N_2O)】 一般廃棄物★ ⁵ の焼却、堆肥化処理、埋立処理、下水・し尿・生活排水処理等に伴う排出
農業		【メタン (CH_4)】 水田の作付、家畜の飼養、家畜の排せつ物管理等に伴う排出 【一酸化二窒素 (N_2O)】 家畜の排せつ物管理、耕地での肥料の使用等に伴う排出

対象とする燃料について

- ★1 産業部門で主に使用される『石炭』、『石炭製品』、『石油製品』、『都市ガス』が対象
『石油製品』は、灯油、ガソリン、軽油等の「軽質石油製品」、重油類等の「重質石油製品」、LPG等の「石油ガス」が対象
- ★2 民生業務部門で主に使用される『石油製品』、『都市ガス』が対象
『石油製品』は、「重油(主にA重油)」、「灯油」、「LPG」が対象
- ★3 民生家庭部門で主に使用される『石油製品』、『都市ガス』が対象
『石油製品』は、「灯油」、「LPG」が対象
- ★4 運輸部門で主に使用される『石油製品』が対象
『石油製品』は、「ガソリン」、「軽油」が対象
- ★5 一部、産業廃棄物を含む(下水処理後の脱水汚泥)

2 温室効果ガスの現状排出量の算定

① 現状排出量の算定方法

排出量の現状（平成2年度、平成17年度、平成19年度）算定方法は、策定マニュアルの手法に基づき、本市の特性を踏まえた上で、下表のとおり設定しています。

また、算定の基となる活動量や消費量の把握には、各種統計資料およびヒアリング結果、分野別のエネルギー消費原単位を活用しました。

対象分野、部門			考え方	出典
エネルギー 起源 CO ₂	CO ₂	産業部門	【農林業】 ・【鉱業・建設業】 ・京都府全体の各エネルギー消費による排出量を、就業者数の比率で按分し市の排出量とする。 ・電力は、京都府全体の電力消費量を、就業者数の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 【製造業】 ・京都府全体の各エネルギー消費による排出量を、製造品出荷額の比率で按分し市の排出量とする。 ・電力は、京都府全体の電力消費量を、製造品出荷額の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） 農林業センサス、漁業センサス（農林水産省） 事業所・企業統計調査（総務省） 工業統計（経済産業省）
		民生業務部門	・京都府の各エネルギー消費による排出量を、業務系床面積の比率で按分し市の排出量とする。 ・電力は、京都府全体の電力消費量を、業務系床面積の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	都道府県別エネルギー消費統計（資源エネルギー庁） 固定資産の価格等の概要調査（総務省） 南丹市調査
		民生家庭部門	・灯油は、近畿地方における世帯あたりの平均購入量に、世帯数を乗じて市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・LPGは、京都府全体のLPG販売量を、世帯数の比率で按分し市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・電力は、市の電力使用量（電灯契約分）を消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	家計調査年報（総務省） 住民基本台帳人口要覧（総務省） 日本LPG協会による資料 南丹市調査
		運輸部門	・自動車は、全国における貨物・旅客自動車それぞれ1台あたり軽油消費量、乗用車1台あたりガソリン消費量に、各台数を乗じて市の消費量とする。消費量に排出係数を乗じて排出量を算出する。 ・鉄道は、JR西日本全体での排出量を、営業キロ数で按分し市の排出量とする。	自動車輸送統計調査（国土交通省） 京都府統計書（京都府） JR西日本による報告書 鉄道統計年報（国土交通省）
廃棄物 分野	CO ₂		・一般廃棄物の中に含まれる廃プラスチックの焼却量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	南丹市調査
	CH ₄		・一般廃棄物の焼却量、産業廃棄物(下水汚泥)の焼却量、有機性廃棄物の堆肥化(生ごみ・家畜ふん尿)量、下水処理施設での処理量、し尿処理施設での処理量、生活排水処理施設の種類ごとの処理対象人員に排出係数を乗じて排出量を算出する。	
	N ₂ O		・一般廃棄物の焼却量、産業廃棄物(下水汚泥)の焼却量、有機性廃棄物の堆肥化(生ごみ・家畜ふん尿)量、下水処理施設での処理量、し尿処理施設での処理量中の窒素量、生活排水処理施設の種類ごとの処理対象人員に排出係数を乗じて排出量を算出する。	
農業 分野	CH ₄		・水稲作付面積、家畜の種類ごとの頭羽数、家畜の種類ごとのふん尿量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	家畜頭羽数調査集計表（新潟県） 「温室効果ガス排出量算定に関する検討結果 第3部 農業分科会報告書」平成18年8月（環境省） 南丹市調査
	N ₂ O		・各作物の種類ごとの作付面積、家畜の種類ごとの頭羽数、家畜の種類ごとのふん尿量に排出係数を乗じて排出量を算出する。	

② 森林による吸収の算定方法

本市の森林による二酸化炭素吸収量については、以下の方法で算定しました。

$$\text{京都議定書に基づく吸収量} = \text{本市の全森林における吸収量} \times \text{算定対象森林面積率}$$

このうち、「本市の全森林における吸収量」については、日本国温室効果ガスインベントリ報告書による方法に従い算定しました。

「算定対象森林面積率」については、本市の全森林のうち京都議定書に基づく算定対象となる森林の割合を把握しました。

■ 京都議定書に基づく算定対象となる森林

京都議定書に基づく算定対象となる森林は、①新規植林・再植林活動(3条3項)、②森林減少活動(3条3項)、③森林経営活動(3条4項)が行われた森林となります。

① 新規植林・再植林活動

新規植林：少なくとも50年間森林ではなかった土地を、直接人為的に森林に転換すること。

再植林：かつて森林であったがそれ以外の用途に転換されていた土地を、直接人為的に森林に転換すること。

② 森林減少活動

森林からそれ以外の用途へ直接人為的に転換すること。

③ 森林経営活動

「森林経営(FM)活動」とは、以下のように定義づけられている。

育成林⇒森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業(主伐、間伐、下刈り、除伐、植栽など)が行われていること。

天然生林⇒法令などに基づく伐採・転用規制などの保護・保全措置が講じられていること(保安林などに指定し措置を講じているもの)。

わが国では、空中写真などによる調査の結果、1990年から2005年の15年間で①新規植林は0.1%未満、②森林減少は1%程度であり、森林の土地転用は非常にわずかであることから、③森林経営活動が主な算定対象森林となっています。

(本市も同様に、③森林経営活動が主な算定対象森林となります。)

■ 本市における算定対象森林面積の把握

本市において、①新規植林・再植林活動、③森林経営活動が行われた森林について、面積の把握を行いました。

①新規植林・再植林活動について

森林施業実績から、拡大造林・再造林・改良などを行った森林面積を把握しました。

③森林経営活動について

「育成林」については、全国の育成林の調査から得たFM率★を使用し、本市における対象面積の把握を行いました。

「天然生林」については、本市の森林のうち、制限林となっている天然生林の面積の把握を行いました。

★FM率：「森林経営」の対象森林の割合

【 育成林の民有林・国有林別のFM率について 】

区分／樹種		地域	民有林	国有林
人工林	スギ	東北・北関東・北陸・東山	0.56	0.78
		南関東・東海	0.43	0.78
		近畿・中国・四国・九州	0.50	0.74
	ヒノキ	東北・関東・中部	0.54	0.74
		近畿・中国・四国・九州	0.57	0.80
	カラマツ	全国	0.52	0.76
その他		全国	0.46	0.73
天然林／全樹種		全国	0.27	0.49

資料：京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書（2009.4 日本国）

■ 平成19年度の二酸化炭素吸収量の詳細

本市における京都議定書に基づく吸収量について、平成19年度の二酸化炭素吸収量の詳細は以下のとおりです。

			森林面積			二酸化炭素吸収量	
			全面積 (ha)	森林経営の 対象面積 (ha)	割合 ★	全面積分 (t-CO ₂ /年)	森林経営の対象 面積分 (t-CO ₂ /年)
育成林	人工林	アカマツ	1,955.44	899.50	0.46	9,957	4,580
		クロマツ	0.00	0.00	0.46	0	0
		スギ	12,589.27	6,294.64	0.50	54,181	27,090
		ヒノキ	6,803.52	3,878.01	0.57	35,785	20,397
		丸太スギ	181.76	90.88	0.50	512	256
		その他針	11.07	5.09	0.46	45	21
		クヌギ	3.81	1.75	0.46	6	3
		ケヤキ	9.05	4.16	0.46	6	3
		コナラ	4.76	2.19	0.46	20	9
		ザツ	52.18	24.00	0.46	118	54
	天然林	アカマツ	37.02	17.03	0.46	86	24
		クロマツ	0.00	0.00	0.46	0	0
		スギ	1,237.57	618.79	0.50	2,491	672
		ヒノキ	1.05	0.60	0.57	2	0
		丸太スギ	0.00	0.00	0.50	0	0
		その他針	0.00	0.00	0.46	0	0
		クヌギ	0.00	0.00	0.46	0	0
		ケヤキ	0.00	0.00	0.46	0	0
		コナラ	0.00	0.00	0.46	0	0
		ザツ	2,471.24	1,136.77	0.46	7,556	2,041
天然生林	アカマツ	8,674.14	1,945.99	0.22	19,135	4,576	
	クロマツ	0.35	0.03	0.09	0	0	
	スギ	648.21	446.47	0.69	645	416	
	ヒノキ	68.70	18.73	0.27	92	52	
	その他針	170.21	98.02	0.58	383	280	
	クヌギ	1.99	1.44	0.72	8	6	
	コナラ	9.66	7.94	0.82	33	27	
	ザツ	17,790.77	7,415.36	0.42	41,852	19,579	
合 計			52,721.77	22,907.39		172,913	80,086
新規植林分の二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年)							286
京都議定書に基づく森林の二酸化炭素吸収量 合計 (t-CO ₂ /年)							80,372

注：民有林（無立木地を除く）に限る
★：育成林についてはFM率による

3 温室効果ガスの将来排出量の予測

現状のまま新たな温暖化対策を講じない場合の、平成 32 年度の排出量について推計しています。

排出量は、基本的に以下の式で表すことができます。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{指標（活動量）} \times \text{原単位}$$

将来予測では、各部門において「指標（活動量）」および「原単位」を推計する必要があります。

このうち、「指標（活動量）」については、経年変化に基づき将来の推移を予測し、それぞれ設定します。「原単位」については、今後も現状レベルのままで推移すると仮定し、平成 19 年度の値で固定します。（下表参照）

部門		指標と原単位など		将来推移の考え方
産業	農林業	指標	就業者数	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定
		原単位	就業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現状のまま横ばいと想定
	鉱業・建設業	指標	従業者数	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定
		原単位	従業者1人あたりのCO ₂ 排出量	現状のまま横ばいと想定
	製造業	指標	製造品出荷額	過去の経年変化より、増加傾向が続くと想定
		原単位	製造品出荷額1万円あたりのCO ₂ 排出量	現状のまま横ばいと想定
民生業務	指標	業務系床面積	過去の経年変化より、増加傾向が続くと想定	
	原単位	業務系床面積1㎡あたりのCO ₂ 排出量	現状のまま横ばいと想定	
民生家庭	指標	住民基本台帳世帯数	過去の経年変化より、増加傾向が続くと想定	
	原単位	1世帯あたりのCO ₂ 排出量	現状のまま横ばいと想定	
運輸★ ¹ （自動車）	指標	貨物・旅客自動車保有台数	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
	原単位	乗用車・軽自動車(自家用車)保有台数	1世帯あたりの保有台数は、過去の経年変化より減少傾向が続くと想定し、世帯数の将来推移に応じて変動すると想定	
廃棄物★ ²	指標	1台あたりのCO ₂ 排出量	現状のまま横ばいと想定	
		一般廃棄物焼却量	人口の将来推移に応じて変動するが、2020年度は現状よりやや増加すると想定	
		下水汚泥焼却量	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
		堆肥化量	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
		下水処理施設での処理量	過去の経年変化より、増加傾向が続くと想定	
		し尿処理施設での処理量	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
		生活排水処理施設の処理人員	（種類により差異があるが）算定対象分は、過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
農業★ ²	指標	水稻作付面積	過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
		家畜の頭羽数	（種類により差異があるが）過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	
		作物種ごとの作付面積	（種類により差異があるが）過去の経年変化より、減少傾向が続くと想定	

★1：運輸部門の鉄道からの排出量については、現状のままと想定

★2：廃棄物、農業からの排出量については、指標に現在の策定マニュアルでの排出係数を乗じて推計

資料6 温室効果ガスの削減目標量の内訳

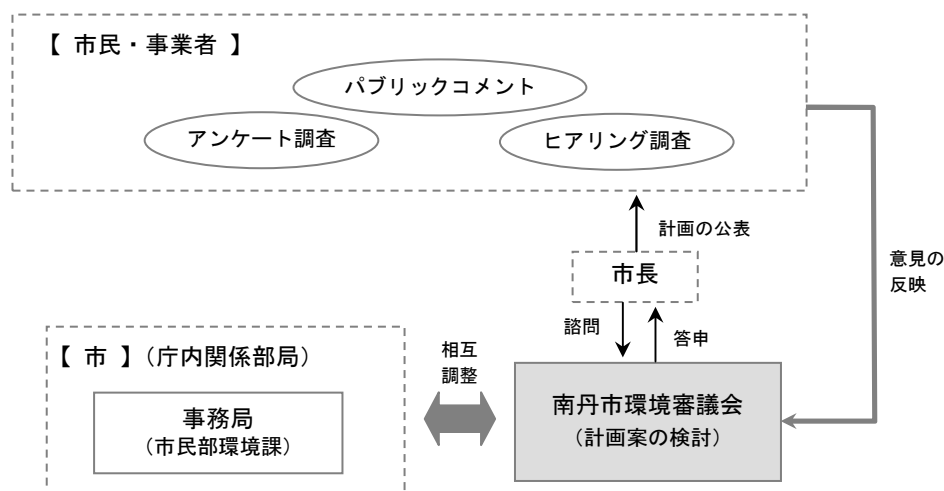
本計画の取り組みを推進することによる削減効果を見込んだ、削減目標量の部門別内訳は以下のとおりです。

産業部門 (削減目標量の見込み)	
工場などでの省エネルギー対策	15,960 t-CO ₂
高効率熱源機や高性能ボイラーなど高効率機器の導入 環境マネジメントシステムの導入 事業者の自主行動による削減 など	
工場などへの新エネルギー導入	2,690 t-CO ₂
太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入 など	
計	18,650 t-CO ₂
民生業務部門	
オフィスや店舗での省エネルギー対策	7,660 t-CO ₂
高効率空調機器や高効率給湯器、LED照明など高効率機器の導入 環境マネジメントシステムの導入 事業者の自主行動による削減 行政の事務事業における削減 など	
オフィスや店舗への新エネルギー導入	380 t-CO ₂
太陽光発電や太陽熱温水器、ペレットストーブの導入 など	
計	8,040 t-CO ₂
民生家庭部門	
家庭でできる省エネルギー対策	10,460 t-CO ₂
エコキュートやエコジョーズ、LED照明など高効率機器の導入 トップランナー基準の家電製品の導入 住宅の断熱化、省エネ住宅の普及 市民の自主行動による削減 など	
住宅への新エネルギー導入	2,500 t-CO ₂
太陽光発電や太陽熱温水器、ペレットストーブの導入 など	
計	12,960 t-CO ₂
運輸部門	
交通面での省エネルギー対策	7,950 t-CO ₂
【乗用車】エコドライブの推進 【貨物車など】エコドライブの推進 カーセーブデーの実践 トラック輸送の効率化 など	
低炭素型の自動車導入	11,140 t-CO ₂
【乗用車】トップランナー基準車の普及 【貨物車など】トップランナー基準車の普及 【乗用車】クリーンエネルギー自動車の普及 【貨物車など】クリーンエネルギー自動車の普及 など	
計	19,090 t-CO ₂
廃棄物部門および農業部門	
ごみの3Rと資源の地産地消推進	3,070 t-CO ₂
ごみの減量化推進 マイバッグ持参によるレジ袋削減推進 バイオマス資源の利活用推進 など	
計	3,070 t-CO ₂
森林による吸収	
	65,000 t-CO ₂
合計	126,810 t-CO₂

※ 廃棄物部門および農業部門には、バイオマス資源の利活用による効果も見込む

資料7 計画の策定体制と経緯

1 策定体制



2 南丹市環境審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

役職	氏名	所属等	備考
会長	中 川 重 年	京都学園大学	
副会長	仲 絹 枝	南丹市議会	22年3月から
	井 尻 浩 義	日吉町森林組合	
	出 野 正	南丹市立平屋小学校	22年3月まで
	川 勝 眞 一	南丹市議会	22年2月まで
	岸 上 吉 治	南丹市役所	22年6月まで
	高 井 豊	南丹市の環境を守り育てる会	22年5月まで
	高 屋 道 子	南丹地区農業士会	
	滝 野 かつ子	京都農業協同組合	
	田 中 知 美	美山せっけん友の会	
	谷 尻 孝 子	南丹市商工会	
	原 田 克 也	京都府南丹保健所	
	堀 川 勝 久	南丹市立摩気小学校	22年4月から
	前 田 隆	船井郡衛生管理組合	
	松 田 清 孝	南丹市役所	22年7月から
	松 田 茅 里	美山町環境保全対策協議会	
	松 本 豊	NPO環境・エネルギー・農林業ネットワーク南丹支部	
	宮 田 洋 二	京都府地球温暖化防止活動推進員	
	村 田 憲 一	南丹市議会	22年2月まで
	用 澤 修	NPO森林・環境ネットワーク	
	山 下 澄 雄	南丹市議会	22年3月から

■ ワーキンググループの構成

(五十音順、敬称略)

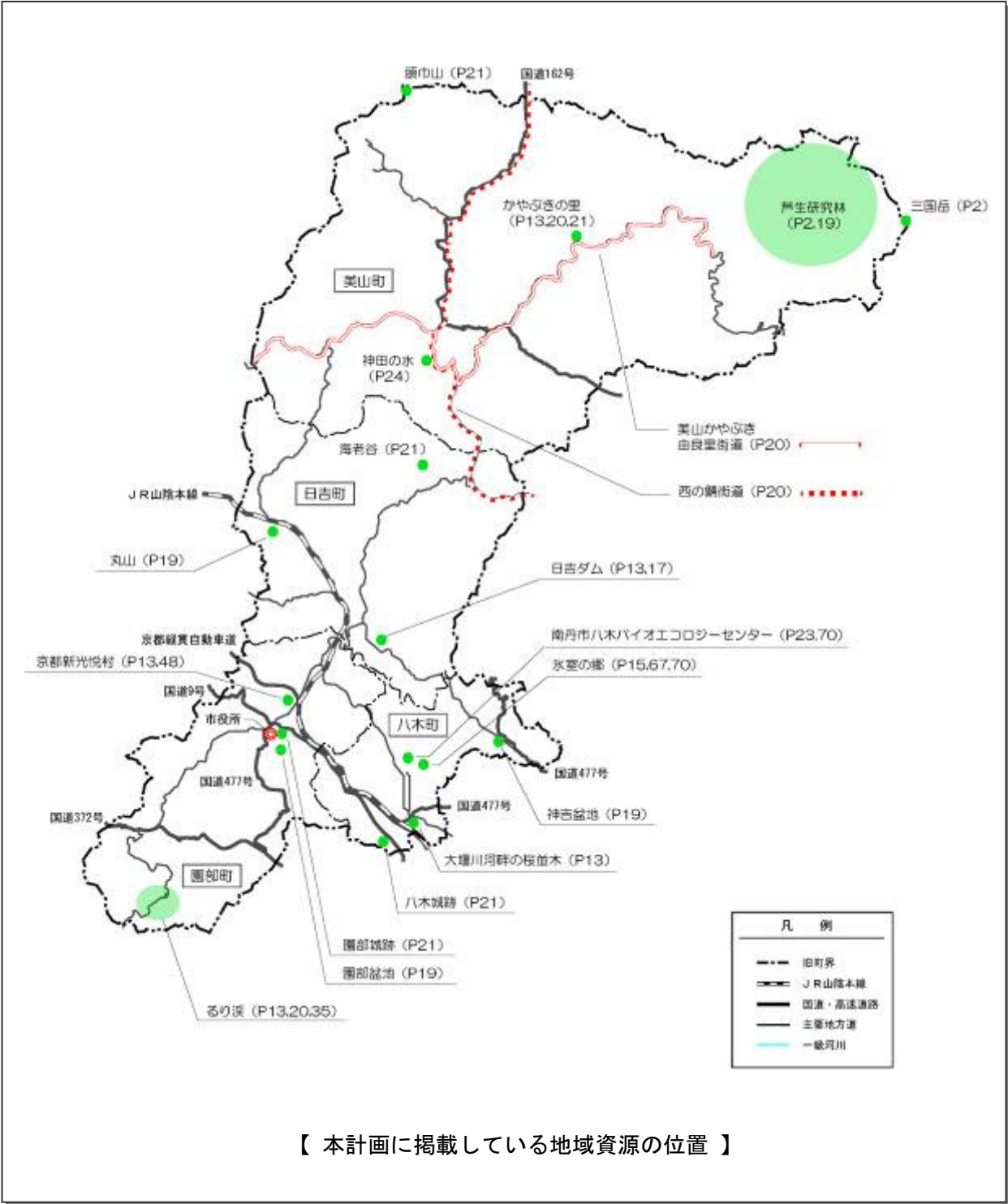
期間	ワーキンググループ	グループ員
平成 22 年 6 月 ～ 7 月	環境教育	原 田 克 也 堀 川 勝 久 宮 田 洋 二 用 澤 修
	身近な生活環境	田 中 知 美 谷 尻 孝 子 仲 絹 枝 前 田 隆
	自然・農村環境	井 尻 浩 義 高 屋 道 子 滝 野 か 子 中 川 重 年 松 田 茅 里 松 本 豊
	エネルギー	岸 上 吉 治 (22 年 6 月まで) 松 田 清 孝 (22 年 7 月から) 松 本 豊 宮 田 洋 二 用 澤 修 山 下 澄 雄
平成 22 年 12 月 ～ 平成 23 年 1 月	地球温暖化対策	井 尻 浩 義 中 川 重 年 宮 田 洋 二 用 澤 修

3 計画策定の経緯

年月日		会議など	主な検討事項
平成 21 年度	10月	アンケート調査	市民・中学生アンケート調査
	11月9日	第1回 環境審議会	環境基本計画の概要について 策定スケジュールについて 基礎調査について
	11～12月	ヒアリング調査	地域ヒアリング調査（計4回） 事業者ヒアリング調査（計21回） 関係者ヒアリング調査（1回）
	2月	アンケート調査	大阪市民アンケート調査
	3月12日	第2回 環境審議会	基礎調査、アンケート調査の報告 環境における課題の整理 環境基本計画の体系について
平成 22 年度	5月11日	第3回 環境審議会	環境基本計画の基本的事項（再）について 環境の現状と課題（再）について 目指す環境像、基本目標について ワーキンググループについて
	6月30日	環境審議会 現地視察	南丹市内の状況視察
	6月～7月	ワーキンググループによる検討会議 （4グループに分かれて検討）	基本計画、重点プロジェクトの検討 （4グループ×各2回）
	10月18日	第4回 環境審議会	基本計画、重点プロジェクトについて 計画の推進体制について
	12月14日	第5回 環境審議会	計画素案（たたき台）について 温室効果ガスの削減について
	12月～1月	ワーキンググループによる検討会議 （委員の中からグループ員を選出）	温室効果ガスの削減について検討（計2回）
	2月15日	第6回 環境審議会	温室効果ガスの削減（再）について 計画素案について
	2月～3月	パブリックコメント	素案について 意見の募集
	3月29日	第7回 環境審議会	計画書について 最終確認

資料8 地域資源の位置

本計画では、本市の自然、景観、歴史・文化などの地域資源について掲載しています。
(下图参照)



資料9 用語解説

アルファベット・数字

※B D F (Bio Diesel Fuel)

バイオディーゼル燃料。バイオマスエネルギーのひとつであり、代表的なバイオマス燃料。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）のこと。

⇒ バイオマスの項を参照

※B O D (Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な水質指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。この値が大きいほど河川の汚濁が進んでいることになる。

※E S C O事業 (Energy Service Company)

工場やビルの省エネ化に必要な技術、設備などのサービスを提供し、一定の省エネ効果をE S C O事業者が保証する事業の仕組み。改修に要した経費などはすべて省エネによる経費削減分でまかなわれる。導入企業では新たな経済負担を伴わず、契約期間終了後の経費削減分を利益として得られる。

※I S O 1 4 0 0 1 (International Organization for Standardization)

国際標準化機構（I S O）が制定・発行した環境マネジメントシステムと環境監査に関する国際規格。製品やサービスそのものではなく、製品やサービス提供の過程について統一基準を示すもの。

※K E S (Kyoto Environmental management system Standard

: 京都環境マネジメントシステムスタンダード)

環境マネジメントシステムのひとつ。平成13年4月「京のアジェンダ21フォーラム」により策定されたもので、N P O法人K E S環境機構が実施している中小企業なども導入しやすい簡易版環境マネジメント規格。ステップ1とステップ2からなる段階的な環境経営の取り組みを定めている。

I S Oと同じく認証登録制度を取っており、京都府の事業者を中心に全国的に登録組織が広がってきている。(平成22年11月末現在 3,466件が認証登録。うち京都府内は1,384件)

※p H (potential Hydrogen : 水素イオン濃度)

物質の酸性、アルカリ性の度合いを表す数値。p H7の場合を中性と呼び、値が小さくなるほど酸性が強く、逆に値が大きくなるほどアルカリ性が強い。

【0～14】 0（酸性）～7（中性）～14（アルカリ性）

⇒ 酸性雨の項を参照

※SS (Suspended Substance : 浮遊物質)

水質指標の1つで、水中に浮遊している2mm以下の微細な固形物の量。この値は大きいほど汚濁が進んでいることになる。

※3R

廃棄物処理やリサイクルを推進する上での優先順位。「①ごみの発生抑制＝リデュース (Reduce)」「②再使用＝リユース (Reuse)」「③再資源化＝リサイクル (Recycle)」の頭文字を取って「3R」と呼ぶ。

3Rに「④ごみになるものを買わない＝リフューズ (Refuse)」を加えて「4R」、「⑤修理して使う＝リペア (Repair)」を加えて「5R」と呼ぶ場合もある。

あ行

※雨水利用

雨水を貯留し、植木への散水、洗車、トイレの洗浄水、雑用水、防火用水などに有効活用すること。コンクリートやアスファルトに覆われた都市では、雨が降っても地下に浸透せずに流出するため、地下水の量が減り、地盤沈下などが発生している。雨水利用により、上水の節約の他にも、都市型洪水の防止、地下水の涵養といった効果が期待されている。

※ウッドマイレージ

木材の量(材積)と輸送距離、輸送手段の係数を掛け合わせることで算出される、木材の輸送過程で排出される二酸化炭素量を示す環境指標。フードマイレージを木材に応用した指標。

※エコドライブ

燃費向上による省エネルギーと排気ガスの削減に役立つ運転のこと。主な内容として、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。

※オゾン層

地上から10～50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン(O₃)濃度が高い層のこと。特に地上20～25kmの高さで最も密度が高くなる。オゾンは化学作用の強い気体で、生物にとって有害な紫外線の多くを吸収し、生態系を保護する役割をしている。近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏においてオゾン濃度が薄くなる「オゾンホール」の発生が観測されている。これに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念されている。

※音風景

全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境のこと。良好な音環境の保全を促進するため、環境庁(当時)が平成8年に100箇所を選定した。

※温室効果ガス

本来、地表面から宇宙に放出されるべき熱を吸収し、地表面を温室の中のように暖める働きがある大気中のガスのこと。近年、この温室効果ガスの濃度が上昇し、地表面の温度が上昇する「地球温暖化」が起きている。京都議定書では、地球温暖化防止のため二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFC_s ）、パーフルオロカーボン類（ PFC_s ）、六フッ化硫黄（ SF_6 ）の6物質が削減対象の温室効果ガスと定められた。

か行

※カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有し、交互に利用すること。個人で所有するマイカーに対する、自動車の新しい所有・使用形態といえる。

走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用、公共交通など自動車以外の移動手段の活用促進が期待される。

※カーセーブ／カーセーブデー

自動車から排出される二酸化炭素を削減し、地球温暖化防止に貢献することを目的として、マイカー（自動車）の使用をなるべく控え、公共交通機関や自転車などを利用する取り組み。

※カーボン・オフセット

日常生活や経済活動によって「ある場所」でやむなく排出された CO_2 （カーボン）などの温室効果ガスについて、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される量に見合った削減活動に投資することなどで、排出される温室効果ガスを埋め合わせ（オフセット）するという考え方。

※環境家計簿

日常生活の中で環境に関係する行動を記録し、環境への負荷（影響）の度合いを計る方法。エネルギー消費量などを、家計の収支計算のように一定期間で集計したりする。「家計簿」をつけることで金銭を巡る家庭の活動を把握するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで、金銭では表せないものも含め環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするもの。

※環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められているもの。

※環境保全協定

環境保全のひとつの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定のこと。法令の規定基準に加え、地域に応じた環境保全の目標値、具体的な保全対策などを明示するもので、有効な環境保全対策の手段として広く利用されている。

※環境ホルモン

正式名称を「外因性内分泌攪乱物質」という。生物の内分泌系を攪乱し、人間の健康や生態系に悪影響を与える化学物質のこと。代表的な物質として、DDT、ダイオキシン類、トリブチルスズ、有機スズ、カドミウム、鉛、水銀などがある。

※環境マネジメントシステム／環境管理システム

企業や団体等の組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価するしくみのこと。(1) 環境保全に関する目標を定め、(2) これを実行、記録し、(3) その実行状況を点検して、(4) 方針などを見直すという一連の手続きによって構成されている。

世界共通の規格などを設定する非政府間国際機関であるISO（国際標準化機構）は、環境管理に関する規格としてISO14000シリーズを定めている。また、KESなど中小企業向けに負担の軽い規格もある。

※クリーンエネルギー自動車

石油以外の資源をエネルギー源とし、大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッドカー、燃料電池車などを指す。

※グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

※グリーンツーリズム

農山漁村地域などで自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。都市と農山漁村の交流。

都市住民の自然・ふるさと志向と、これに対応して豊かなむらづくりを進めようとする農山漁村の動き、都市と農山漁村の交流を求める動きが背景となっている。

※景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。政令市または中核市の区域はそれぞれ市が、その他の区域は基本的に都道府県になるが、都道府県との協議・同意により、その他の市町村も景観行政団体となれる。景観行政団体は、景観計画を策定し、計画に基づく行為の規制などを行うことができる。

※公害防止協定

公害防止のひとつの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定のこと。法令の規定基準に加え、地域に応じた公害防止の目標値、具体的な公害対策などを明示するもので、有効な公害防止対策の手段として広く利用されている。

※光化学オキシダント

窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)を主体とする一次汚染物質が、紫外線による光化学反応で生成する大気中の酸化性物質の総称であり、光化学スモッグの原因となる物質。

大気中の光化学オキシダント濃度が1時間で0.12ppmを超え、その状態が継続すると予測される場合、光化学スモッグ注意報が発令され、野外活動が制限される。近年、光化学スモッグが目立つようになっているが、アジア大陸などからの越境汚染が一因となっているといわれている。

※耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

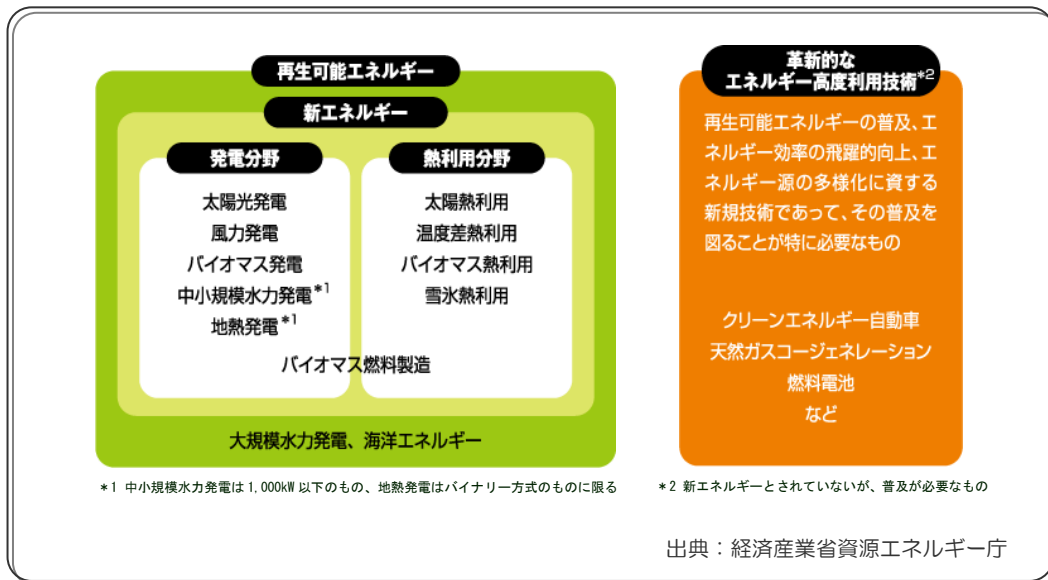
※コージェネレーションシステム

1種類のエネルギー源から複数のエネルギーを取り出すシステム。たとえば発電機で「電気」を作るときに使用する冷却水や排気ガスなどの「熱」を、「給湯」や「蒸気」「暖房」の形で同時に利用するシステム。「電気」と「熱」を有効に利用できるため、燃料の持つエネルギーの総合効率は70～80%に達し、省エネに寄与する。

さ行

※再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性がある石油・石炭などの化石燃料やウランと違い、自然現象によって半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。太陽光・太陽熱・風力・水力・地熱などをエネルギー源とする。



また、天然ガスコージェネレーションやヒートポンプ技術、クリーンエネルギー自動車なども、再生可能エネルギーの普及やエネルギー効率の向上などに資する技術であり、普及が必要とされている。

※里地里山

都市地域と奥山自然地域との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の概念。

※酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などが化学変化を起こし、雨水にとりこまれて強い酸性を示すようになった雨のこと。人為的汚染がない場合の降雨の理論pHは5.6であることから、通常pH 5.6以下の雨を指す。

⇒ pHの項を参照

※循環型社会

有限な資源の持続性を確保するため、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会のあり方を根本から見直し、人間の生活や企業活動などに伴い発生・消費される物やエネルギーなど、あらゆるものを資源として循環し、さまざまな形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限とすることで、環境への負荷を可能な限り低減した社会のこと。

狭義には、廃棄物の発生を抑制し、再使用・リサイクルが促進されることで天然資源の消費を抑制して、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

※省エネルギー／省エネ

エネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギーの消費を抑えることによって、エネルギーの消費量を削減すること。

※食育

あらゆる世代にわたり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と判断力を習得し、健全な食生活を実践することを目指すための取り組み。「食」に対する心構え、栄養学、伝統的な食文化、食になるまでの第一次産業についてなどの、総合的な教育のこと。

※新エネルギー

「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」（新エネ法）で「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されたエネルギー。太陽光発電や風力発電、バイオマスなど、再生可能エネルギーの中から10分類が指定されている。

⇒ 再生可能エネルギーの項を参照

※新エネ100選

全国の新エネルギー導入事業のうち、地域特性などを踏まえ、優れた事例として100件を選定したもの。経済産業省と独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が平成20年に公募し、新エネルギーの導入好事例として広く情報発信することで、新エネルギーを全国に広めていくことを目的としている。

※森林アドバイザー

樹木の植栽や下刈り、枝打ち、間伐などの森林整備や、適切な森林管理について、専門的な知識や経験によりアドバイスを行う、森林ボランティアなどのリーダーとなる人。

※森林認証システム

「SGEC森林認証システム」は、国際的な基準を用いて持続可能な森林経営を行っている森林を認証するもの。森林の所有者や管理者が取得することで、日本の森林管理のレベルを向上させ、豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する健全な森林育成を保証しようとするもの。

類似のものとして、適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付すことによって、森林の保護を図ろうとする「FSC森林認証制度」などの木材認証制度がある。

※森林ボランティア

森林を育てるため、樹木の植栽や下刈り、枝打ち、間伐などの森林整備を行うボランティア活動。

※生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。生物は、同じ種であっても生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあり、それらの多様さにより生態系の豊かさやバランスが保たれている。

た行

※ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物のうち、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と定義している。ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう副生成物であり、現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼であるが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス、火災、火山活動などの様々な発生源がある。

※代替フロン

⇒ フロン／フロンガスの項を参照

※太陽光発電／太陽光利用システム

太陽電池を用い、太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変換する発電方式のこと。再生可能エネルギーの一種であり、国は、家庭へのシステムの普及促進に取り組む方針を示している。

※地球温暖化

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。気候が変わることによる、生物種の絶滅など生態系への影響、異常気象の頻度の上昇、海洋循環停止や海面上昇など、地球規模の環境変化が懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の原因は、自然的な現象もあるが、石油や石炭などの化石燃料の消費拡大が最大の原因であり、さらに二酸化炭素を吸収する森林の減少がそれを助長しているとする説が一般となっている。

※地産地消

「地域生産、地域消費」の略語。地域で生産された農林水産物などをその地域で消費すること。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや、輸送による環境負荷の軽減などの面から注目されている。また、国の基本計画では、地産地消の活動を通じて、消費者と生産者が「顔が見え、話ができる」機会を提供することで、地域の農業と関連産業が活性化することと位置づけている。

※低炭素

温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出を抑えること。炭素を含むエネルギー源である化石燃料への依存を見直し、経済発展を妨げることなしに、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる「低炭素社会」を目指す取り組みが活発化している。

※低燃費型の自動車

少ない燃料でより多くの距離を走る、燃費のよい自動車のこと。

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」において、乗用自動車および貨物自動車は、エネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要な機械器具として、エネルギー消費効率（燃費）の改善が図られている。

燃費基準は国土交通省によって定められており、その達成レベルは4段階で判定される。燃費基準を早期に達成した自動車には、その内容を示すステッカーが貼付される。

な行

※二酸化炭素の吸収／固定（炭素固定）

植物や一部の微生物が、大気中から取り込んだ二酸化炭素を炭水化合物として貯蔵しておく（固定化する）こと。

例えば樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収し、合成した炭水化合物により成長することから、二酸化炭素を固定していることになる。固定化することにより、大気中の二酸化炭素濃度が減少するため、温暖化対策につながると考えられる。

なお、二酸化炭素を人為的（化学・工業的）に集め、二酸化炭素を分離回収し、それを貯蔵・利用する手法については、二酸化炭素貯留と呼び、区別されている。

は行

※パークアンドライド

自家用車などで鉄道の駅やバス停の周辺まで行き、車を駐車させ、電車やバスを利用する交通システムのこと。交通渋滞の緩和につながるほか、環境にもやさしいとされている。

※バイオマス／バイオマスタウン

再生可能な生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）のこと。木材、生ごみ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどの有機物がある。バイオマス燃料は、カーボンニュートラル（成長過程の二酸化炭素吸収量と、燃焼による排出量がプラスマイナスゼロという考え方）とされ、化石燃料の代わりに利用すれば二酸化炭素の排出を抑制できる。

バイオマスタウンとは、農林水産省が推進する地域指定地で、「広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われている、あるいは今後行われることが見込まれる地域」をいう。

※ヒートポンプ技術

ヒートポンプは「熱を汲み上げる」という意味であり、「熱を移動させる」ことによって熱を取り出し、利用するしくみのこと。大気中の熱、家庭や工場などから出る排熱など、未利用熱をより高温にして効率的に利用することができる。

石油などの化石燃料を燃やして熱を得る従来のシステムに比べ、効率がよく、温室効果ガスの排出抑制につながっている。

※ビオトープ

ドイツ語のB i o（生物）とT o p e（空間、場所）を組み合わせた造語。本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。都市域では、学校内などにビオトープを造成し、環境教育の現場として活用される例も増えている。

※フードマイレージ

食糧の総重量と輸送距離を乗じて数値化したもの。1994年に英国の消費者運動家ティム・ラング氏が提唱した「フード・マイルズ」に基づいている。

フード・マイルズは、生産地から食卓までの輸送距離が短い食べ物を食べることにより、輸送に伴って発生する二酸化炭素の排出量を少なくして、環境への負荷を小さくすることを目的とした評価指標の一つ。なるべく近くで採れた食材の利用を促進するという点で、日本の「地産地消」に似ており、注目されている。

※フロン／フロンガス

フッ素と炭素などからなる化合物。オゾン層を破壊する原因物質のひとつとされており、フロンガスの中でも、特定フロン（クロロフルオロカーボン（C F C））は生産が停止されている。

特定フロンに代わり、代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン（H C F C）類およびハイドロフルオロカーボン（H F C）類）が、主に冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒、精密機械などの洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきた。しかし代替フロンは、オゾン層を破壊しないとされるものの、地球温暖化に影響があり、京都議定書が指定する温室効果ガスのひとつとなっている。その温室効果は、二酸化炭素に比べ数百倍から数万倍ほどにおよぶ。

平成13年6月に制定された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保などに関する法律」では、フロン使用機器の廃棄に伴い使用されていたフロンが大気中に放出されないよう、適切な回収・破壊処理が定められている。

※分水嶺

水系を分ける境界（分水界）となっている山脈。

本市は、日本海に流れる由良川水系と太平洋に流れる淀川水系の大分水嶺を持っている。

※ペアガラス

複層ガラスともいう。2枚以上の板ガラスの間に乾燥空気やガスなどを封入したガラスで、主に断熱を目的に使用される。

ま行**※木質ペレット／ペレットストーブ**

従来は廃棄されていたおが屑、端材、樹皮などを15mm程度の小さな円筒状に成形した固形燃料で、バイオマスイエネギーのひとつ。

木質ペレットを燃料に使用したストーブをペレットストーブという。

※モデルフォレスト

森林所有者、地域住民、企業、大学と行政等が連携しながら、森林や里地、河川等の環境保全の実践活動など、森林を核とした持続可能な地域づくりの実践活動。SMF（サステイナブル・フォレスト・マネージメント＝持続可能な森林経営）の実現を目指したもの。

1992年にブラジルで開催された地球サミットで、カナダの代表が提唱したことから本格的な活動が始まった。わが国では、京都モデルフォレスト協会が、モデルフォレスト運動を推進する日本で初めての団体として、平成18年11月21日に発足した。

や行**※有害化学物質**

環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質審査規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたもの。

※有害鳥獣

法令による定義はないが、一般的には人間生活に対し生命的、経済的に害を及ぼすものをいう。鳥獣本来の食性により、人、家畜、農作物、樹林などを食害するものが大部分である。

ら行**※ライトダウンキャンペーン**

温暖化防止の取り組みの一環として、ライトアップ施設や各家庭の電気を一斉に消す運動。環境省によって展開されている運動で、夏至の日を中心に、夜景スポットや家庭の電気を消す取り組みを呼びかけている。